

【マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります】

町民の皆様

お一人おひとりに

マイナンバー（個人番号）が届きます

（赤ちゃんからご高齢の方まで住民票のある方すべてが対象です）

10月から



【お届け方法】

- ・ 1人に1枚の「通知カード」を世帯ごとにまとめ、簡易書留で住民票の住所へ世帯主あてに送付されます。

\*通知カードには、マイナンバー（個人番号）、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。



通知カードは、  
貯金通帳と同じくらい大事なもの！  
他人に見せたり、番号を教えあうのは禁止です。  
大切に保管してください！

マイナンバー制度に関する  
お問い合わせ先

【全国コールセンター】

0570-20-0178  
平日9:30~17:30  
(通話料がかかります)

【役場総務課】

有線 31-5224  
NTT 54-2505

でも、なんでマイナンバー制度をつくる必要があるのかしら…?



それはね…(広報8月号へ続く)



\*マイナンバーに便乗した特殊詐欺にご注意ください。

「消防団協力事業所表示制度」について

○制度の概要・内容

地元地域を火災や水害、地震から守り、地域の消防防災リーダーとして重要な役割を果たすのが消防団です。しかし、消防団員数は全国的に減少傾向であり、また団員の約9割がサラリーマンであることから、事業所等の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠です。そこで、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境作り、消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境づくりをしていただいている事業所等、または、事業所等が所有する防災力の提供等の協力をしていただいている事業所等に対し、その証として消防団協力事業所表示証を交付することを目的とします。

認定基準を満たし、消防団協力事業所として認定された事業所は、社屋に表示したり、自社のポスターやホームページ等で公表することができ、消防団活動への協力が社会貢献の一貫としてアピールができ、事業所のイメージアップにつながるとともに、地域防災力の向上をはかることができます。

○対象事業所

- ・ 従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
- ・ 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- ・ 災害時等に事業所の資機材を消防団に提供するなど協力している事業所等

○問合せ先

役場総務課 危機管理情報グループ  
0854・54・2505

戦没者等のご遺族の皆様へ  
第十回特別弔慰金が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、公務扶助や遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで  
請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

○請求窓口

- ・ 奥出雲町役場 仁多庁舎 町民課戸籍グループ  
横田庁舎 税務課窓口

詳しくは、町民課戸籍グループ（電話 54-2510 有線 31-5104）までお問い合わせください。

県職員と協力して  
町税を徴収します

昨年度に引き続き、奥出雲町では島根県が実施している「徴収担当税務職員相互併任制度」を活用し、島根県の税務職員と共同で市町村税の徴収を行います。  
7月1日に役場仁多庁舎、東部県民センターそれぞれで辞令交付が行われ、奥出雲町から2人、島根県から9人の税徴収担当職員に併任辞令が交付されました。  
今後、税務職員の徴収技術の向上を図りながら島根県と奥出雲町とのより強い協力体制をもって、収納率向上に向けた取り組みが展開されます。